

姫 監 公 表 第 6 号

令和 4年 5月 26日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	宮 本 吉 秀
同	川 島 淳 良

令和3年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 観光スポーツ局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 2 消防局定期監査結果報告書
- 3 選挙管理委員会事務局定期監査結果報告書
- 4 下水道局定期監査結果報告書

令和3年度 観光スポーツ局定期監査（行政監査を含む。）及び
関係指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

観光スポーツ局

観光文化部 観光課

姫路城総合管理室

出先機関 動物園、姫路城管理事務所

スポーツ振興室

出先機関 家島B&G海洋センター、安富B&G海洋センター
坊勢スポーツセンター

イ 指定管理者監査

① 神姫バスグループ共同事業体（田寺・網干・広畑テニスコート）

② 株式会社オーエンス（夢前・香寺総合公園・安富スポーツセンター）

③ 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構（姫路城西御屋敷跡庭園好古園）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク点検シート、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定

書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和3年12月1日から令和4年3月24日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

令和3年12月17日から令和4年3月24日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

ア 収入関係事務

① 姫路公園使用料収入関係事務（姫路城総合管理室）

② 姫路公園施設修繕費弁償金収入関係事務（姫路城総合管理室）

③ 公園施設不法占有損害賠償金収入関係事務（姫路城総合管理室）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。
早期徴収に努められたい。

(2) 指定管理者監査

ア 神姫バスグループ共同事業体（田寺・網干・広畑テニスコート）

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

イ 株式会社オーエンス（夢前・香寺総合公園・安富スポーツセンター）

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

ウ 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構（姫路城西御屋敷跡庭園好古園）

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。